平成２９年（フ）第３００８号
東京都北区岩淵町１―10―201
債務者　杉本　知霞（旧氏名杉本尚子・畔上尚子）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３００９号
東京都杉並区松庵１丁目17―５―101
債務者　牟田口　亘
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０１０号
東京都杉並区堀ノ内３丁目46―３―205
債務者　野上　真也
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０１１号
東京都杉並区梅里２丁目40―16―303
債務者　武藤　拓哉
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０１２号
東京都町田市山崎町457番地　都営山崎町第２アパート４―208
債務者　安藤　正輝
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０１３号
東京都足立区新田１丁目８―28
債務者　沈　　日新
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０１４号
東京都大田区南馬込４丁目19―３―102
債務者　鈴木　裕史
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０１５号
東京都大田区南馬込４丁目19―３―102
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０２２号
東京都練馬区北町１丁目45―６―306
債務者　影山　弘子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０２３号
東京都墨田区堤通２丁目８―16―201
債務者　奈良輪岳美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０２４号
東京都豊島区上池袋４丁目22―８―402
債務者　清水　　望
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０２５号
東京都板橋区泉町３―８―501
債務者　高橋　　計（旧姓緑川）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０２６号
東京都世田谷区給田３丁目19―１　メゾン仙川Ａ号
債務者　都澤　彩音（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０４５号
東京都杉並区下高井戸２丁目21―39
債務者　増田　健一
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０５３号
東京都板橋区大谷口上町４―４　ファミールアモン２号館　102
債務者　泉　　謙治
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部